

K-FRS(抜粋)

目次

100.1.1	K-FRS の位置付け	2
100.1.2	グループ業績評価	2
100.1.3	現地法制度との関係	2
100.1.4	適用時期	2
100.2.1	K-FRS の対象項目	2

100.1.1 K-FRS の位置付け

1. KAGOME Financial Reporting Standards(K-FRS)は、カゴメグループの会計方針として定めたものであり、我々の企業理念の一つである「開かれた企業」の下、対外・対内への国際的な公正性・透明性を確保する財務報告を実現するために国際財務会計基準（IFRS）に準拠している。
2. カゴメ向け財務報告において、カゴメ株式会社及びその関係会社は、K-FRS を指針として会計処理及び財務報告を実施する。
3. カゴメ向け財務報告とは、グループ各社がカゴメに対して提出する予算、月次速報・引当、四半期決算情報、年度決算情報を指す。

100.1.2 グループ業績評価

1. カゴメグループの業績評価は、K-FRS に基づき作成した財務報告により行う。
2. 全てのグループ会社が K-FRS に基づき財務報告を実施することで、グループ全体を「同じモノサシ」で評価し、公正な業績管理・業績評価が可能となる。

100.1.3 現地法制度との関係

1. K-FRS は、カゴメ向け財務報告を行う際の指針であり、現地法制度に基づく財務諸表の作成・開示方法を指定するものではない。
2. 但し、経済合理性の観点により、カゴメ向け財務報告と現地法制度に基づく財務諸表で差異が有り、現地法制度において当該差異が解消可能な場合は、現地法制度においても K-FRS の規定を優先的に適用する。

100.1.4 適用時期

1. カゴメグループは 2019 年度より IFRS に基づく業績開示を行う。
2. これに伴い、カゴメ向け財務報告は、2019 年度予算より K-FRS に基づき実施する。
3. 比較情報の必要性から、前年の 2018 年 1 月分より従来の報告に加え K-FRS での実績報告を行う。

100.2.1 K-FRS の対象項目

1. K-FRS の適用対象は以下の通り。

2. 実務上、K-FRS への適用が困難である場合、関係会社は該当項目及び適用が困難である理由をカゴメ財務経理部に報告する。
3. カゴメ財務経理部長は、カゴメグループの業績評価及びカゴメ連結財務報告に与える影響に応じて、K-FRS への適用除外を承認できる。

番号	項目	適用対象	
		カゴメ	関係会社
102	財務諸表の表示及び期中報告	X	
103	IFRS の初度適用	X	
104	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	X	X
201	収益	X	X
202	売上原価	X	X
203	営業費用及び営業収益	X	X
204	金融費用及び金融収益	X	X
205	従業員給付	X	X
206	税金	X	X
207	1株当たり利益	X	
301	売掛債権	X	X
302	棚卸資産	X	X
303	有形固定資産&投資不動産	X	X
304	無形資産	X	X
305	その他資産	X	X
306	金融商品	X	X
307	仕入債務	X	X
308	引当金及び偶発債務	X	X
309	株主資本及び剰余金	X	X
310	その他流動負債	X	X
401	キャッシュフロー	X	
501	連結財務諸表	X	X
502	企業結合	X	X
503	共同支配の取決め	X	X
504	関連会社に対する投資	X	X
601	外貨換算	X	X
602	リース		
603	金融商品一認識の中止	X	X
604	非金融資産及びのれんの減損	X	X
605	子会社、事業及び非流動資産の処分	X	X
606	政府補助金	X	X
607	株式に基づく報酬	X	
608	後発事象	X	X

609	財務上のリスクの管理	X	
610	関連当事者についての開示	X	
611	セグメント報告	X	

適用が必要な項目：X